

(仮称) 函館市パートナーシップ宣誓制度について (素案) に対する
パブリックコメント (意見公募) 手続の実施結果について

案件名	(仮称) 函館市パートナーシップ宣誓制度について (素案)
募集期間	令和4年(2022年) 1月17日(月)~2月15日(火)
担当課	市民部市民・男女共同参画課
意見提出者数	個人 15名(40件) / 団体 2団体(4件)

- (仮称) 函館市パートナーシップ宣誓制度について (素案) に対する意見の概要と市の考え方
※ 「意見の概要」については、原文を要約および分割して載せています。

(1) 制度全般について

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>パートナーシップ宣誓制度素案について、その趣旨と内容に賛同する。</p> <p>性的少数者以外の大多数の人にとっては、普段、気にしないことだが、愛する人とパートナーシップ関係でいたいことに加えて、個人として尊重され、安心して暮らせることは、なによりも大切なことである。</p> <p>(現状では、たとえば、戸籍上の女性同士で) どうしても民法上の婚姻関係になるためには、性転換手術をして、戸籍の性別変更をしなくてはならないが、そのような手段を経ることなく、「ありのまま」の自分が、愛する人と結ばれることが「あたりまえ」の時代であると考えている。</p> <p>函館は、その歴史的な経緯はもちろん、今後もあらゆる面で先進的な取組みを進める国際都市であり続けると確信している。</p> <p>性的少数者を含めて「まちの担い手」である市民ひとりひとりが、生き生きと働き、生活していくために、本パートナーシップ宣誓制度は有効に活用され、たしかに機能すると考えている。</p> <p>今後も、性的少数者に寄り添った、柔軟で前向きな市政をすすめられるよう、一市民として大いに期待している。</p>	<p>本制度は、性の多様性への社会理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることを目指し導入するものであり、この制度をきっかけに、生きづらさを抱えている性的少数者の方々にとってもやさしいまちとなり、全ての市民が幸せを感じられるよう、社会理解の促進に取り組んでまいります。</p>
2	<p>このような制度ができることを嬉しく思っている。都会から移住してきたが、そこでは、この制度はなかった。以前、当時のパートナーと、家を借りるときは友達同士ということで借りられたが、同性同士では借りることができないという話を聞いた。</p> <p>結婚をするかしないかは自由であるが、元々、できないというのは個人として不便であり、悲しいことである。</p> <p>私はこの街が大好きである。この一步をきっかけに、理解のある世の中になっていけばと良いと思う。</p>	

3	<p>パートナーシップ宣誓制度に賛成である。</p> <p>同性間でも異性間でもパートナーを人生の伴侶と認知されて社会生活を送りたい、婚姻制度を利用したいというニーズは同じである。</p> <p>同性間パートナーも異性間の内縁関係と内実は変わりがなく、異性間の内縁関係は法律婚に準じた扱いがされるのであるから、同性間であっても法律婚に準じて扱われることに何の区別も必要ない。</p> <p>同性同士のパートナーに対する偏見や差別があるなか、異性間のパートナーと同様の扱いをされるようになれば、その方たちにとってはメリットとなり、また、パートナーシップ宣誓制度ができて、同性同士のパートナーにも、法律婚されている方にもなんのデメリットは生じない。</p> <p>あわせて、函館市が当該制度を設けることで、性的少数者等、多様性を尊重する自治体であると認識されることは有意義であると考えている。</p>	<p>本制度は、性の多様性への社会理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることを目指し導入するものであり、この制度をきっかけに、生きづらさを抱えている性的少数者の方々にとってもやさしいまちとなり、全ての市民が幸せを感じられるよう、社会理解の促進に取り組んでまいります。</p>
4	<p>同性パートナーを持つ当事者であり、パートナーシップ制度を設立することで、広く沢山の人がこのような制度があると認知され、次第に差別が無くなればうれしいと思う。私個人としてはもちろん、たくさんのなかまにも利用してほしいと思っている。いつか、性別に関係なく本当の家族になれることを望んでいる。</p>	
5	<p>パートナーシップ宣誓制度導入を強く望む。産婦人科医師として性的マイノリティ（LGBT）の方と日々接しており、函館とその近郊にも、何人ものLGBTの方がいることを知っている。彼らは何ら特別な特殊な人々ではなく、ごく普通の、ただ性自認や性的指向が多数派の人々（シスジェンダーヘテロセクシュアル）と少し異なるだけの善良な市民である、</p> <p>医学的にも、同性愛やトランスジェンダーは病気ではない。また、彼らが自分で自らを操作して同性愛やトランスジェンダーになったわけでもない。シスジェンダー、ヘテロセクシャルの人間と同じように、自分に生来備わった、変えることのできない性質として自分がそうであったというだけのことである。</p> <p>LGBTの方々にも当然愛している相手と結婚する権利、幸せになる権利が同様にありべきであるが、日本では同性婚がまだ認められていない。</p> <p>自治体で制定できるパートナーシップ宣誓制度の導入によって少しでもLGBTの方々の普通の幸せに貢献することを望む。また、導入により函館への移住者が増えることも期待できる。</p> <p>どうか、函館市が時代の流れに逆らわない適切な判断を行い、パートナーシップ宣誓制度を成立してもらいたい。</p>	

6	<p>制度の導入に賛成します。函館市のイメージアップ、移住者増加につながるのではないかと私たち市民にとっても、人権を大切にする函館市を誇りに思う。</p>	<p>本制度は、性の多様性への社会理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることを目指し導入するものであり、この制度をきっかけに、生きづらさを抱えている性的少数者の方々にとってもやさしいまちとなり、全ての市民が幸せを感じられるよう、社会理解の促進に取り組んでまいります。</p>
7	<p>函館市でこのような制度ができることをとても嬉しく思う。この制度が成立することで、函館市が多様性に富み、多くの人が幸せを感じられる街になること、性的少数者の方々の権利取得に繋がるとを願います。</p>	
8	<p>レインボーはこだてプロジェクト（RHP）は、性的少数者への理解促進に関する活動を行うことにより、多様性の価値が活かされる地域づくりを目指している市民団体である。函館市がパートナーシップ宣誓制度の導入を目指していることを大変嬉しく思う。パートナーシップ宣誓制度の導入は、性的少数者に対する社会的承認として非常に大きな意義がある。国による法整備が進まない中、地域社会における性的少数者の権利拡充と平等の確保に向けて函館市が一步を踏み出したことは、当事者にとって心強い。さらに、同制度の導入により、函館市が、市民の多様性に積極的な価値を見出し、誰もが自分らしく暮らし自己実現できる地域社会を目指しているという強いメッセージを、当事者のみならず、市民に対しても発信する効果も期待できる。したがって、今回のパートナーシップ宣誓制度の導入に対して賛意を表明する。</p> <p>この制度は、函館市にとどまらず道南の地域社会のあり方を変える可能性を持っているものであると考える。RHPも市民団体の一つとして、性的少数者の権利拡充および平等の確保に関わる施策の推進に協力したいと考えている。本制度が無事に成立することを心より願っている。</p>	
9	<p>函館市がパートナーシップ宣誓制度の導入を目指していることを大変喜ばしく思う。大学生としてこの2年間、性的少数者の現状や直面している課題を知る機会が多くあり、その中で特に、愛する人や生活を共にしたいパートナーとの生活が、マジョリティの人々のようにいかないことを知るとともに、パートナーシップ制度というものの存在を知り、少しでも不公平を埋める一助になるのであれば、積極的に各地で取り入れるべきであると思った。そのため、今回の函館市でのパートナーシップ制度の導入に対し、大いに賛意を表明する。</p>	

10	<p>道内でLGBT当事者・支援者向けの交流イベントや、市民・学生向けの講演会の主催を行っている団体の理事長をしている。函館では、2017年から2018年にかけて「はこだてじぶんカフェ」、2019年からは「『ゲイの人』と焼きピロシキを作って食べる会」の主催・運営を行っており、函館のLGBT当事者・支援者の方々も多くご参加いただいている。</p> <p>このたび、函館市でパートナーシップ宣誓制度が創設されることについて、本当にうれしく思っている。制度創設が検討されているとの報道がなされてから、函館のイベントに来られている方々からも、たくさんの喜びの声を聞いた。</p> <p>これまでLGBT当事者は差別や偏見を恐れて、自分が当事者であることを話せなかった。同性パートナーがいたとしても、学校や職場、親や兄弟姉妹に、そのパートナーの存在を隠している当事者も多くいた。また、生まれ育った函館で暮らしたいと思いつつも、それが叶わず他の土地に移住を余儀なくされる当事者も多くいた。</p> <p>行政が同性間のパートナーシップを認める意義は、なによりも「函館市が自分たちの存在を認めてくれる」ということにあるのではないかと考える。地方自治体のパートナーシップ認証制度には、法的保証は何もない。しかしながら、制度を創設することで、自分たちが函館にいてもいいんだ、という肯定的な感情を持つことができるようになる。これまで差別や偏見の対象になり、自分の存在に否定的な感情を持つことが多かったLGBT当事者に、大きな「生きる希望」を与えるものであると思っている。</p> <p>私自身、同性パートナーと20年暮らす、同性愛者である。函館で2017年から活動を始めて、多くの仲間たちと過ごす中で、函館で暮らしたいという思いが強くなった。これまでも、LGBT啓発パンフレットの制作、講演会の開催、「だれでもトイレ」の設置など、道内でも先駆的な取り組みを行なわれており、LGBTの人たちにやさしい街づくりに大きな魅力を感じている。</p> <p>どうか、LGBT当事者の助けとなる「(仮称)函館市パートナーシップ宣誓制度」を創設し、函館の当事者や支援者と連携して、より暮らしが豊かになる制度づくりを進めていただきたい。</p>	<p>本制度は、性の多様性への社会理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることを目指し導入するものであり、この制度をきっかけに、生きづらさを抱えている性的少数者の方々にとってもやさしいまちとなり、全ての市民が幸せを感じられるよう、社会理解の促進に取り組んでまいります。</p>
11	<p>一市民として函館市がパートナーシップ制度導入を目指していることはとても嬉しく、当事者の家族として今回のパートナー宣誓制度導入については賛同の意を伝えたい。</p> <p>様々な立場で社会的弱者と言われている方が残念ながらおり、あたかも「存在しない者たち」とされている。性的少数者と言われる方々については、自ら変えることのできない多様な性(法律上の性、性自認、性的指向、表現する性)ゆえに生きづらさを抱えて生きている。まだ国としては</p>	

	<p>法的な制度改革(性同一性障害特例法により性別変更は可能になりましたが)が進まない中でも、函館市としてこれらの制度を導入していこうという取組みは、当事者にとって心強いものとなる。</p>	
12	<p>函館市にパートナーシップが導入されることに賛成する。自分の住む函館市にこのような制度が導入されることに非常に嬉しく思う。</p> <p>現在の社会では、性の多様性への理解が少しずつ進んできているものの、いまだに性的少数者の方々が無理解や偏見にさらされている状況に置かれている。無理解や偏見を取り除くには、様々な知識を得ることが大切であり、函館市パートナーシップ宣誓制度が、多くの市民が性の多様性について知るきっかけとなり、少しでも性的少数者の方々に向けられる偏見や差別が無くなることを望んでいる。</p> <p>函館市パートナーシップ宣誓制度をきっかけに、市民一人一人が当事者としての自覚を持ち、自分事として性の多様性に向き合い、誰もが暮らしやすいやさしいまちになることを願っている。</p>	<p>本制度は、性の多様性への社会理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることを目指し導入するものであり、この制度をきっかけに、生きづらさを抱えている性的少数者の方々にとってもやさしいまちとなり、全ての市民が幸せを感じられるよう、社会理解の促進に取り組んでまいります。</p>
13	<p>函館市がパートナーシップ宣誓制度の導入を目指していることを大変嬉しく感じており、本制度を導入することに関して賛成する。</p> <p>本制度の導入は、性的少数者に対する社会的承認として非常に意義があると考えます。国による法整備を待たずに、函館市が性的少数者の権利拡充と平等の確保に向けて動き出すことは、性的少数者に対して地域社会の一員であるという強いメッセージを発信することになる。また、市民の多様性に積極的な価値を見出す市の姿勢は、性的少数者のみならず、多様なバックグラウンドを抱えている市民にとっても心強いメッセージになると確信している。本制度が無事に導入された暁には、改めて市長よりポジティブなメッセージを発信していただきたい。</p> <p>函館市において本制度の導入が検討されていることは、市民の一人として誇りに感じている。制度には魂を込めていく作業も必要になってくる。一市民としてサポートしていきたい。本制度によって、性的少数者の方々が自分らしく暮らせる選択肢が広がっていくことを切に願っている。</p>	
14	<p>大まかな内容には賛成である。パートナーシップ宣誓を行うことで、より多くの方が生きやすい世の中にしていただければよいと感じる。</p>	

15	<p>パートナーシップ制度は、平成27年の東京都渋谷区の条例、同世田谷区の要綱から始まり、全国の自治体に広がったが、「自治体にパートナーシップ制度を求める会」が組織的な運動を展開し、多くの自治体に導入を求める陳情・請願を行った際「同性婚が政治テーマ化」と訴えていたように、同性婚へのステップとする動きがある。</p> <p>同性婚について国は、平成30年に質問主意書に対して、「憲法二十四条一項は、『婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立』すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない」、「同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており、『同性婚に必要な法制度の整備を行わないことは不作為ではないか』との御指摘は当たらない」、さらに「民法や戸籍法において『夫婦』とは、婚姻の当事者である男である夫及び女である妻を意味しており、同性婚は認められておらず」という答弁書を閣議決定している。</p> <p>同性婚の問題については、憲法24条の解釈が問題とされ、当事者2人の合意で婚姻できる規定であって同性婚を排除したものではないという主張があるが、原文の英語でも「both sexes」「husband and wife」とあり、憲法は婚姻を男女間で行われることを前提としているという解釈が主流で、昨年札幌地裁の同性婚裁判でも憲法24条には違反しない旨の決定が下されている。また、婚姻の立法趣旨について問題とされることがあり、婚姻は個人の権利で同性婚は個人の自由という主張もあるが、民法で男女の婚姻関係について様々な義務とともに権利を規定して保護・優遇しているのは、婚姻によって形成される家族は子供が生まれ育つ場であり社会的公共性があるからで、民法学者も「民法は、生物学的な婚姻障害をいくつか設けている。そこには前提として、婚姻とは『子供を産み・育てる』ためのものだという観念があると思われる」(大村敦志『家族法』)と指摘している。</p> <p>さらに、同性婚を支持する意見の中には、結婚は本質的には自らの幸福のためになされる関係で、二人の愛情と自己決定の問題であるというものがあるが、立法趣旨にあるような子供の福祉の観点が抜け落ち、個人の自己決定が最優先されるのであれば、一夫多妻や近親婚も可能となり、同性婚を合憲とした米国最高裁で反対意見を述べた最高裁長官も「重婚の基本的権利を求める主張にも当てはまる」と指摘している。</p> <p>また、性的少数者が差別されない、生きやすい社会を作ることが重要なはずだが、昨今のLGBTQ等に関する活動に対して、当事者からも疑問の声が上がっている。例えば、昨年の国会での性的少数者の理解増進を図る法案提出の動きに対して、同性愛者であることを告白している松浦大悟元参院議員は「何が差別に当たるのかを十分に議論</p>	<p>本制度は、性の多様性への社会理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることを目指し導入するものであります。</p> <p>本市では、市民一人ひとりが互いに尊重し合いながら個性や能力を発揮し幸せを実感できる、すべての人にとってやさしいまちをめざしており、生きづらさを抱える性的少数者の方々の困難の緩和につなげるため、本制度の趣旨が適切に理解されるよう、市民や事業者へ周知啓発をしまいたいと考えております。</p>
----	---	---

	<p>しないまま、単にLGBTの人たちがかわいそうだという「お気持ち主義」で法整備を進めれば、重大な瑕疵を生むことは明らかだ。」と述べており、平成30年の「新潮45」騒動の際には、性的マイノリティがネット上で、「差別」だと騒ぎ立てたこと側を逆に批判し「新潮45」を擁護する発言もあった。裁判所の判断としては、性同一性障害の経産省職員が、庁舎内の女性用トイレの使用を制限されているのは不当だと訴えた裁判で東京高裁は他の職員に配慮したものだとして違法性を否定した判決があり、性同一性障害者が性別変更をする際に元の生殖腺を除去しなければならないとする法律要件について、最高裁は変更前の性別の生殖腺により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じかねないとして、憲法13条、14条1項に違反するものとはいえないという決定をしている。</p> <p>以上のような状況を考えると、SOGIに対する理解を促進し性的少数者が生きやすい社会を作ることが必要であり、法的婚姻関係を適用することがその目途に適しているのかどうかまだ検討が必要で、また、現在様々な調査研究と議論があり国の立法もなされていない中で、地方自治体が同性婚に結びつく制度を独自に制定することは時期尚早だと考える。</p>	
16	<p>パートナーシップ制度は法律婚とは異なるが、同性カップルとなる方に、子どもを養育していることもあり得る。その場合は家族として認められることとなると、この制度を利用できるカップルもあるのではないかと思われる。</p>	<p>ご意見については、今後、検討させていただきます。</p>

(2) 宣誓者の要件について

No.	意見の概要	市の考え方
17	<p>4の宣誓資格について、検討委員会では市内への在勤・在学にも宣誓資格が付与されることで議論がまとまっていたが、今回の素案には上記の方々が含まれていない。近隣自治体との調整が必要な案件かと思うが、今後、制度導入自治体として近隣自治体に対する働きかけを積極的に行い、将来的に上記の方々にも資格要件が付与されることを強く希望する。</p>	<p>本制度は、本市独自の施策であることなどから、制度開始時においては、一方または双方が市内在住であることとしました。</p> <p>今後、地域社会全体で性の多様性に関する理解が深まるよう啓発に努め、宣誓の対象要件についても検討してまいりたいと考えております。</p>
18	<p>4の宣誓資格について、検討委員会では、一方または双方が市内に在勤・在学することとなっていたと思うが、今回の素案には含まれていない。近隣自治体との調整は難しいかと思うが、近隣市町村より通勤・通学の方へ宣誓資格が与えられることを切に希望いたします。</p>	

19	<p>4の宣誓資格について、市内に在学・在勤されている方々にもぜひ含んでいただきたい。検討委員会の議論でも、宣誓資格をなるべく広く取るという方向で議論がなされていた。</p>	
20	<p>4の(5)に「互いに近親者でないこと」とあるが、現在、養子としてパートナーを迎え共に暮らしている方々はどのような扱いになるのか。そのような方々がパートナーシップ宣誓制度の利用を希望する場合、可能な限りスムーズに制度利用が可能になることを希望する。</p>	<p>法律婚のできない当事者カップルの中には、法的メリットを確保するため、その方法として養子縁組をしていることがあり、その場合については、本制度の対象とすることとしております。</p>
21	<p>4の(5)に互いに近親者でないこととあるが、養子縁組された同性カップルの扱いはどうなるのか。この要件によって制度が利用できない事態にならないように希望する。</p>	
22	<p>素案中に、宣誓することができる条件として、「互いに近親者ではない」という条件がある。この場合の近親者はどのようなものを指すのか疑問である。性的少数者の中には、養子縁組のかたちで二人が同じ世帯に入ることによって権利を得ようとする人があり、その人たちはパートナーシップ宣誓制度を使うことができないので、その場合でも宣誓を行なうことができるようにしてほしい。</p>	
23	<p>FtM（トランスジェンダー）のパートナーと現在、函館のアパートで暮らしている。函館のパートナーシップ制度導入に際して意見交換会に参加し、同性カップルのみならず、トランスジェンダーと付き合っているカップルも適応できないかという話をした。</p> <p>傍から見れば、早く戸籍を変えて、いわゆる一般的な結婚した方が良いと思われるのだろうが、戸籍を変えることは簡単ではない。時間とお金もかかり、戸籍変更が済むまでのわたしたちの関係は誰が証明してくれるのかと不安な気持ちになる。</p> <p>パートナーシップという言葉が多角的な視点でみたときに、どんなパートナーでも関係を保証されるべきではないかと思う。トランスジェンダーと向き合うカップルの支援も先駆的に行っていただきたい。</p>	<p>性自認（自己の性別についての認識をいう。）と戸籍上の性別が異なるトランスジェンダーの方も制度の対象としております。</p>

24	<p>本制度は、少なくとも一方が性的少数者であることが条件であり、制度の詳細が周知されることで、未だ社会的認知の低い性的少数者への理解促進に大きな効果がある。一方で、将来的には事実婚のカップルにも同制度が利用できるように制度が拡充されていけばと思う。</p>	<p>本制度は、法律婚が認められていないことなどにより、その関係性が認められず、生きづらさを抱えている性的少数者の方々の困難の緩和を目指して導入を検討することとしたものです。</p> <p>事実婚については、住民票で妻（未届）などと記載することができるなど、社会的に双方の関係性を証明することができるほか、健康保険の被扶養者になれるなど、一定の権利が保障されており、性的少数者の方々が置かれている状況と異なるものであると考えております。</p>
----	---	--

(3) 宣誓の手続きについて

No.	意見の概要	市の考え方
25	<p>オンラインで宣誓できるようにしても全く問題ないはず。</p>	<p>ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
26	<p>宣誓書受領証および受領カードの返還について、「パートナーシップを解消したとき」、パートナーシップ宣誓の無効について「宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないこと」とありますが、これは一方のみの意思でも返還を行うことができるのか。DVなどの問題もあるため、一方のみの意思でも返還することができるようにする規定を設けても良いのではないかと感じた。</p>	<p>パートナーシップを解消されたときにおける受領証等の返還手続きに際しては、どちらか一方による届出とすることを考えております。</p>
27	<p>8において、宣誓は市役所担当課の執務室で行うとあるが、宣誓時には函館市として祝意が十分に伝わるような演出を考えていただけると嬉しい。</p>	<p>ご意見については、今後、制度の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>

(4) その他

No.	意見の概要	市の考え方
28	<p>本制度が市民に浸透し、行政および民間の様々なサービスが平等に受けられるようになることを願っている。具体的な内容の広報もお願いしたい。</p>	<p>本制度については、制度内容を周知するためのリーフレットを作成するほか、広報誌やホームページ等のほか、啓発イベントの開催など様々な機会を通して、広く市民へ周知啓発をしてみたいと考えております。</p>
29	<p>11の(2)にて、周知・啓発について触れているが、これが何よりも重要なことだと考える。法的拘束力がないからこそ、受領証カードがただの紙切れにならないために、函館市全体に周知され市民の意識に根付くような周知・啓発事業が、可及的速やかに、かつ継続的に取組まれることを強く希望する。</p>	

30	<p>より利用しやすい制度にしていくためにも、地域社会に根付いていくよう、市としても、市民に目を向け周知していくことが大切である。マイノリティと言われている方たちが可視化され、より多くの方に知ってもらい、差別が無くなり、「LGBTQ」という言葉自体も不要になるくらい、誰もが自分らしく生きていける住みよい街になること心より願っております。</p>	<p>本制度については、制度内容を周知するためのリーフレットを作成するほか、広報誌やホームページ等のほか、啓発イベントの開催など様々な機会を通して、広く市民へ周知啓発をしてみたいと考えております。</p>
31	<p>パートナーシップ制度の内容については、全体的に抽象的な表現が目立つように感じる。この制度を初めて知る人や、見る人にとってわかりやすく、具体的な表現を使った方が、市民への周知につながる。例えば、パートナーや性的少数者の定義についての説明を加えるとよりわかりやすい。</p>	<p>ご意見については、今後、制度実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
32	<p>病院受診や入院、緊急時や災害などが起きた際に、パートナー関係のお二人がきちんと社会的に認められ、守られるよう、市役所職員はもちろん、病院や企業、不動産、学校などに制度の周知を行っていただきたい。</p>	<p>本制度については、制度内容を周知するためのリーフレットを作成するほか、広報誌やホームページ等のほか、啓発イベントの開催など様々な機会を通して、広く市民に周知啓発を行うほか、企業向け啓発パンフレットの作成や社内研修のためのアドバイザーを派遣するなど、企業等への理解が深まるよう取り組んでまいります。</p>
33	<p>制度は作った後も育てていく必要がある。とりわけ、性的少数者にとってより使いやすい制度にしていくためのモニタリングはもとより、この制度が地域社会に根付いていくことが重要である。法的拘束力を伴わない制度であることから、この制度を利用したカップルが、制度の趣旨に則った扱いや待遇を受けることができるように事業者や市民を引き続き啓発していく必要がある。十分な予算を付けて周知・啓発を展開するとともに、市長を始めとした市職員に強いリーダーシップを発揮することを望む。</p>	
34	<p>性的少数者の方々が不動産契約などを何らかのサービスを利用する際に、そういったサービスを他の人々と同じように利用することができないといった実生活での困難に対する支援も必要になる。制度の導入にとどまらず、民間企業との連携を進めるなど、様々な場所に制度による影響が与えられるようになると素晴らしいと思う。</p>	
35	<p>11で本制度の周知や啓発活動に努めるとの記述があるが、市内の事業者、団体、教育機関を積極的に巻き込み、産官学民協働で事業を展開されることを希望している。こうすることで、各セクターの主体が「自分たちごと」としてとらえられるようになる。</p>	
36	<p>市内の事業者がどのように取り組むことが可能なか事例があるとよい。</p>	

37	市役所職員が性の多様性を理解し、利用する方々が不必要な傷つきや悪意にさらされないことを願う。	市職員に対しては、職員向けLGBT等対応ハンドブックを作成・配布したほか、今後は研修会等を通じて、性の多様性への理解が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。
38	今後は、教育分野（児童生徒への啓蒙、教職員の研修、施設・制服・校則等の改善など）の働きかけ、予算化を期待する。	学校など教育機関での理解促進や啓発については、教育委員会とも連携し、情報共有を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。
39	函館市としてこの制度を行うということで、最低限、函館市が管理する施設等ではパートナーシップ利用者を男女のパートナーと同等の扱いにしてもらいたい。特に病院でのパートナーシップ制度の理解が重要だと思っている。具体的には、同性であってもパートナーシップを結んでいる場合、家族と認め、入院・死亡の連絡を血縁に関係なくキーパーソンとして選択できるようにしてもらいたい。これは多くの同性パートナーがいる人の悩みであり、このような取扱いとすることで、多く人が魅力を感じ、利用すると考える。	本制度は、法律上の権利や義務は発生しませんが、夫婦であることにより認められている市の手続きやサービスなどについては、本制度の利用者も同様に適用可能なものを検討するとともに、民間事業者等に理解と協力を依頼してまいりたいと考えております。
40	制度を利用する際の個人情報の保護には絶対に取り組んでもらいたい。	性的指向や性自認に関する情報を含め、個人情報であることを認識し、適正に取り扱ってまいります。
41	制度導入を記念して、市役所玄関にレインボーフラッグを掲揚していただけると、函館市のコミットメントを強力に示すことができると思うので、ぜひ検討していただきたい。	ご意見については、今後、制度実施にあたり参考とさせていただきます。
42	パートナーシップ制度を設けることで、今不足している性的少数者のケアに関して、積極的に取り組んでいただきたい。	市では、函館市女性センターにおいて性的少数者の方を対象とした交流事業を実施しているほか、令和4年度からは新たに性的少数者の方を対象とした相談窓口を設置することとしており、他の相談窓口とあわせて、周知啓発をしてまいりたいと考えております。
43	他の自治体では、協定を結んだ自治体同士では手続きを簡略化することができる場合もあるので、そのような制度を設けることができないかと感じた。	パートナーシップ制度は各自治体で必要な要件等を独自で定めているため、連携協定制度を導入している事例などを参考に検討してまいりたいと考えております。
44	パブコメには年齢制限がないので、将来を見据えて、もし法的にも認められたらどのような社会が実現するかイメージできるような素案であった方が良かったと思う。	本制度や性の多様性について、今後も周知・啓発をしてまいります。

※ 上記のほか、匿名等の意見として、制度内容や事業者への働きかけ等へのご意見がありました。

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
お問い合わせ先	市民部市民・男女共同参画課 TEL:0138-21-3470 FAX:0138-23-7173 E-MAIL:danjokyodo@city.hakodate.hokkaido.jp